

特定非営利活動法人壺木呂の会 定款（改訂 2025.6）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は特定非営利活動法人壺木呂の会という。

（事務所）

第2条 この法人は事務所を東京都文京区に置く。

（目的）

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、日本産漆と日本の漆文化の伝統を守るため、日本産の良質な漆生産とその需要の安定をはかり、又日本産漆の文化資産としての価値の認識、啓蒙につとめ日本産漆文化の普及促進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- （1）農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- （2）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- （3）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として、次の事業を行う。

- （1）日本産漆の流通を促進する事業
- （2）漆精製技術と漆工技術の習得と教育の支援事業
- （3）日本産漆の復興、啓蒙に必要な事業
- （4）その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

（種別）

第6条 この法人は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- （2）賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人
- （3）特別賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した団体
- （4）漆掻き会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人

(入 会)

第7条 会員として入会しようとするものは、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡、若くして失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会員が継続して3年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これらを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項規定により会員を除名しようとする場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上9名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名から2名の副理事長を置く。

(選任など)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長、理事は会員の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分1を越えて含まれることになってはならない。

4 法第20条のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会、又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行し、この法人の事業推進にあたる。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務、または財産に関し不正な行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会、又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の開催を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は、現任者の任期の残余期間とする。

3 役員は辞任、又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬など)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・相談役)

第20条 この法人に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、総会の承認を経て理事長が任命する。
- 3 顧問・相談役は、この法人の事業について理事長に対し助言及び提言を行うことができる。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任

- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条5項の規定に基づいて召集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条2項第3号の場合を除いて、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催をすることはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は第25条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。

(総会での表決権など)

第29条 正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は、表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名者の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき
- (3) 監事から第15条第5項の規定に基づき召集の請求があつたとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、監事から第15条第5項の規定に基づき召集の請求があったとき、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により開催の日より、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権など)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として評決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用について、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあたっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に挙げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎年事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なくてはならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加、又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録など決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係わるものを除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類、その他当該、その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の死亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務所を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織および運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第59条 この定款の施行について、必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	本間 幸夫
副理事長	三好 かがり
理事	林 敬子
理事	石井 昭
理事	神長 正則
監事	中島 敦子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 27年 5月 31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 26年 3月 31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画および予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 5,000 円 年会費 3,000 円
- (2) 賛助会員 入会金 2,000 円 年会費 3,000 円
- (3) 特別賛助会員 入会金 100,000 円 年会費 30,000 円

附則

7 この法人の平成30年6月1日当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (4) 漆掻き会員 入会金 2,000 円 年会費 無料

附則 この定款は平成30年6月1日から施行する。

附則 この定款は平成30年9月8日から施行する。

